

令和6年第1回那須烏山市議会3月定例会（第4日）

令和6年3月4日（月）

開議 午前10時00分

散会 午後 0時11分

◎出席議員（14名）

1番	高木 洋一	2番	福田 長弘
3番	荒井 浩二	4番	堀江 清一
5番	興野 一美	6番	青木 敏久
7番	矢板 清枝	9番	小堀 道和
10番	相馬 正典	11番	田島 信二
12番	渋井 由放	14番	中山 五男
15番	高田 悅男	16番	平塚 英教

◎欠席議員（1名）

8番 滝口 貴史

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	川俣 純子
副市長	熊倉 精介
教育長	田代 和義
会計管理者兼会計課長	高田 勝
総合政策課長	菊池 義夫
まちづくり課長	小原沢 一幸
総務課長	佐藤 博樹
税務課長	川俣 謙一
市民課長	大谷 啓夫
福祉事務所長兼健康福祉課長	岡 誠
こども課長	水上 和明
農政課長	深澤 宏志
商工観光課長	星 貴浩
都市建設課長	佐藤 光明
上下水道課長	石嶋 賢一

学校教育課長 大鐘智夫

生涯学習課長 黒尾明美

選挙管理委員会委員長 佐竹信哉

◎事務局職員出席者

事務局長 菊地唯一

書記 村上和史

書記 吉川和穂

○議事日程

日程 第 1 一般質問について（議員提出）

---

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開議]

○議長（渋井由放） 皆さん、おはようございます。

傍聴席の皆様方には、お忙しい中、議場に足を運んでいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、一般質問の通告に基づき、佐竹選挙管理委員会委員長の出席を求めておりますので、御理解をいただきたいと思います。

ただいま出席している議員は14名です。

8番滝口貴史議員から欠席の通知がございました。

定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりあります。

---

#### ◎日程第1 一般質問について

○議長（渋井由放） 日程第1 一般質問についてを通告に基づき行います。

なお、議会運営に関する申し合わせにより、質問者の持ち時間を質問と答弁を含めて75分としておりますことから、議長において時間を計測し、持ち時間の75分を超えた場合は制止をいたします。

また、質問者の通告した予定時間となりましたら質問の終了を求めて、御理解を願います。

なお、通告された質問の趣旨からは想定できない質問内容等の場合には注意をいたしますので、併せて御了解願います。質問、答弁は簡潔明瞭に行うようお願いをいたします。

通告に基づき、7番矢板清枝議員の発言を許します。

7番矢板清枝議員。

[7番 矢板清枝 登壇]

○7番（矢板清枝） 議場内の皆さん、おはようございます。7番矢板清枝でございます。

傍聴席にはたくさんの傍聴者の方に足を運んでいただきまして、誠にありがとうございます。

まず、初めに、1月1日に発生いたしました能登半島の地震では、多くの方が犠牲となられました。心より御冥福をお祈り申し上げますとともに、1日も早い復旧復興を願っております。

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回は、投票率向上策について、独り親家庭の支援について、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備についての3項目です。

執行部には誠意ある御答弁を御期待し、質問席から質問させていただきます。

○議長（渋井由放） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） まず、初めに、投票率向上策についてお伺い申し上げます。

成人年齢が20歳から18歳に引き下げられ、投票も18歳からできるようになりました。選挙権年齢が2歳引き下げられたことにより、どれくらいの投票率アップがあったのか。投票率の状況についてお伺いします。

また、今後の投票率アップについて、支援策の考えはあるのか、お伺いいたします。

○議長（渋井由放） 佐竹選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（佐竹信哉） 選挙管理委員会委員長の佐竹でございます。矢板議員の質問にお答えをさせていただきます。

選挙権年齢の引下げに伴う投票率の変化と今後の投票率向上策についてのお答えをさせていただきます。

選挙は民主主義の根幹をなすものでございまして、有権者が政治に参画することができる貴重な機会でございます。法改正により、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられたことによりまして、将来を担う10代にまで投票の機会が拡充したことは大変有意義であると考えております。

初めに、選挙権年齢の引下げに伴う投票率の変化につきましては、本市全体の投票率は低下しているところでございます。全体の有権者に占める10代の有権者数の割合が2%未満であることから、数字としては、大変表れにくい状況でございます。

参考までに、選挙権年齢が引き下げられた前後の市議会議員選挙の投票率を申し上げますと、引下げ前の平成26年が67.23%、引下げ後の平成30年が63.97%。直近の令和4年が56.47%と、投票率が下がっております。なお、令和4年の市議会議員選挙における10代の有権者数は386人で、うち投票者数は124人。投票率は約32%でありました。10代の投票率は全体の投票率と比較して低い状況でございます。

次に、今後の投票率向上策につきましては、とりわけ、20代を中心とした若者の投票率が著しく低い水準でございます。この若年層の投票率向上に向けた取組が重要であると考えておるところでございます。近年における主な取組といたしましては、1つ目に、バースデーカードの送付を行っております。この事業は新たに選挙人名簿に登録された18歳の有権者に対して選挙啓発を促すためのはがきを送付するものであり、毎年度約200名前後の新規有権者にカードを送付しているところでございます。2つ目は若年層の期日前投票立会人の登録制度でございます。この事業は、期日前投票立会人に応募していただいた若年層の有権者に対し、名簿への登録を呼びかけまして、登録いただいた方には、その後の選挙の際に投票立会人への従

事を依頼しているところでございます。若い方々が立会人として従事することで、若年層の選挙人が投票しやすい環境づくりを進めていきたいと考えております。

3つ目は、明るい選挙推進協議会活動の充実というものがございます。具体的には、公益財団法人明るい選挙推進協議会が主催する、明るい選挙啓発ポスターコンクールにおきまして市独自の賞を設け、市の表彰式に合わせて表彰を行っているものでございます。今年度は市内の小中学校から40点を超える作品の応募があり、将来の有権者となる児童生徒への啓発にもつながっているところでございます。

その他、主権者教育の一環として、南那須特別支援学校で出前講座を行っており、選挙啓発の講話と模擬投票を実施しておるところでございます。

県内の明るい選挙推進協議会で話題にもなっておりますけれども、もっともっと学校に出向いていって主権者教育を充実していこうという県内の雰囲気にもなっているところでございます。今後も、若年層を中心に本市全体の投票率向上につながる取組を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 丁寧な御答弁をいただきました。

それでは再質問させていただきます。令和4年の市議会議員選挙では、全体として56%で、10代は32%であった。投票を促すこの3つの取組をされていることを伺うことができました。

この中で、はがきでバースデーカードを送っているということなんですけれども、バースデーカードはいつ頃から、どのようなものを、どのようにして送っているのかお伺いします。

○議長（渋井由放） 佐竹選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（佐竹信哉） バースデーカードは有権者登録、定時登録があるんですけれども、その折に、登録になった18歳の方々にその都度送っているものでございまして、まとめて1年に1回送るものではなくて、3月1日・6月1日・9月1日・12月1日と登録がございますので、その折に登録になった方々に対して、選挙啓発の18歳になりました有権者になりましたという確認の意味も含めて、バースデーカードを送付させていただいております。

○議長（渋井由放） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） それでは、年4回送られていると、そのときに有権者登録になった方をその都度振り分けてというか、誕生日が近い方に送られているということでよろしいでしょうか。とても、すばらしい選挙啓発になるのではないかと思ったところでございます。

2つ目に、若年層の期日前投票立会人の登録制度を実施しているということですが、現在何人くらい登録された実績があるのか、掌握されているのか、もし分かっていれば教えていただければと思います。

○議長（渋井由放） 佐竹選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（佐竹信哉） 具体的な数字は帰ってみないと分からんんですけども、かつてよりかなり増えてまいりました。

そして、その方々が実際の選挙で、期日前投票所の立会人として立会をしていただいているところでございます。

臨時期日前投票所として、今、鳥山高校にも臨時期日前投票所を1日設けております。その折には鳥山高校の生徒に、有権者である高校生に立会人として立ち会っていただいているという現状でございます。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） この期日前投票所の立会人になれるということで、とても緊張するのかなと思いながら、そこに携わっていただいているのかなと思うんですけども、やはり、その場の雰囲気を味わうことは大切ですので、これは、さらにまた進めていただければと思っております。

3番目に、明るい選挙啓発ポスターというのは、市内の小中学生に向けて夏休みを利用して絵を描いていただいて、それを提出していただいて、優秀作品には表彰を、優秀賞とかそういうものをつけて表彰されているというのは良い取組だなと思っております。

やはり、ここから何が大事なのかというのも絵を通してしっかりと訴えるもの、そのお子さんが持っているものを表現できる、そういう場になっていると思いますので、今後も取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それで、投票所に連れていくことができる子供の範囲というのを2016年に法律が改正されて、幼児から18歳未満まで大きく拡大されました。そこで、大人になったときに投票に行くきっかけにしてもらうということが狙いでございます。総務省のインターネット調査では、子供の頃、親の投票について行ったことがある人のほうが、有権者になったときに自らも投票に行く傾向が高かったという結果も出ています。

去年の衆議院選挙でも、SNS上で初めて子連れ投票しましたとか、投票に行くのが当たり前と思う大人に育ってほしいという投稿が見られたということが、感想が書かれておりました。投票に行くことが意識づけになるように、これちょっと、こんなようなものを小学校に行っている孫が持つて帰ってきたんですけども、これをまた、さらに啓発につなげていただくべく、

周知を図っていただきたいと思っているんですが、いかがでございましょうか。

○議長（渋井由放） 佐竹選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（佐竹信哉） ありがとうございます。

おっしゃるとおりでございまして、お手元の今の資料は、県の選挙管理委員会のほうで県内の全ての小学校1年生から3年生まで配布したそうでございます。私どものところには届いてないんですが、子供たちのところには配布したという報告を受けているところでございます。

やはり先ほど申し上げたとおり、小さいうちからそういう環境にあるというのは非常に大切なことであります。また高校生等に立会人になっていただくというような、投票所の雰囲気を理解してもらうということと、高校生なんかと座談会をしてみると、非常に投票所へ行くと入りづらいというお話をされるんです。中にたくさん的人がいて黙っていらっしゃって、非常に入りにくい雰囲気だというので、国内ではいろんな取組がなされているんです。BGMを流したり、クラシックを流したり、投票すると投票割なんていうのを利用したりとか、投票所に行って投票していただく方にも何かそういうものがあって、もうちょっと身近なものになってくれたらなという取組をなされているところは結構ありますけれども、若い方がそれに慣れしていくまでは大変でございますので、少しでも皆さんに投票所に足を運んでもらえるような施策もしながら、今、委員のおっしゃったとおり、そうしたものもどんどん配布をしながら啓発をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渋井由放） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） よろしくお願ひしたいと思います。

投票所に行ったことがあるというのが63%で、ないと言っている方が41.8%で、投票、行ったことがある人は63%の、投票所に投票をしに行く。ないと言った人は41.8%で、この20%の差が大きく今後にも出てくると思いますので、ぜひとも取組のほうをよろしくお願ひいたします。

それでは2番目の、障害のある方や高齢の方の支援として投票支援カードを導入する自治体が増えてきています。投票支援カードは、対応してほしいことを事前に記入して投票所のスタッフに渡し、投票に必要な支援を受けることができます。投票所内にて口頭で伝えることが難しい方も中にはおられます。本市においても、利便性の向上策として導入してはいかがかと考えますけれども市の考えを伺います。

○議長（渋井由放） 佐竹選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（佐竹信哉） 投票支援カードについてお答えをいたします。

投票支援カードにつきましては、多様な支援を必要とする選挙人が、投票に当たっての困り

事や、投票所で手伝ってほしいこと、それを投票所の従事者に伝える際に使用するものであり、よりスムーズに投票しやすい環境をつくるために使用されております。

本市選挙管理委員会では、今年度、投票支援のためのコミュニケーションボードとして投票支援カードと同様のものを作成いたしました。具体的な内容といたしましては、用紙に投票のやり方を教えてくださいや、代わりに書いてください、書き間違えましたなどと書かれており、選挙人が該当する項目にチェックをしたり、指を差して意思表示を行うことができるものでございます。

先日、1月に南那須特別支援学校で試作品を配付させていただいたところ、学校の先生方からは大変好評でございました。実際に模擬投票を行いまして、そこで利用しましたけれども、生徒さんもそれを利用して、やはり自分で書くことのできない生徒さんもおられたので、指を指したり、意思表示をすることができるということはやってまいりました。今後さらに記載内容を精査した上で、次回の選挙からは使用できるようにしていきたいと考えております。

○議長（渋井由放） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 今年度コミュニケーションボードを作成し、使用する予定ということをお伺いしました。

特別支援学校の生徒さんにコミュニケーションボードの試作品を試していただいたということをお聞きして、安堵したところでございます。

宇都宮市では投票支援カードというのと、またコミュニケーションボードというのを次回施行される選挙から、両方の導入を予定しているとのことでございます。投票支援カードは、投票に際し対応してほしい内容をカードに事前に記入して投票所のスタッフに渡し、投票に必要なお手伝いができます。

コミュニケーションボードは、先ほど佐竹委員長がお話しくださったんですけれども、投票所の中で、よくある質問・問合せをイラストとか文字などを表示したものを、ボードの内容を指で示していただくことで、投票所のスタッフに困り事などを伝えることができるものでございます。

投票がスムーズに行えるように、再度お聞きいたしますけれども、コミュニケーションボードは、この次の選挙で使用されるということでおろしいんでしょうか。

それから、投票支援カードというのが実際にあるんですけれども、これは紙ベースで、事前に自分が取り寄せたりして事前に記入して、投票所に持っていくと支援を受けられるというものを両方を使用してみてはいかがかと思うんですが、お考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（渋井由放） 佐竹選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（佐竹信哉） 議員の意見のとおり、検討しているところでござい

ます。

このコミュニケーションボードにしても、投票所に投票するときに設置して、また期日前もそうですが、そういうところで簡単に目立つようにして手に入るよう、また一緒に来られる方もいらっしゃると思いますので、その方に分かりやすくして投票率の向上につなげられたらと思っております。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 宇都宮市では、選挙の期日が近くなったら、市の公式ホームページから投票支援カードの様式をダウンロードできるような仕組みをつくっているということでございます。

本市でもホームページに掲載して皆さんのが自由に取れるような仕組みをつくってはいかがかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（渋井由放） 佐竹選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（佐竹信哉） 本市におきましても、対応してまいりたいと考えております。

○議長（渋井由放） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） それから、投票の案内というか、事前に新聞折り込みで期日とかいろいろな細かいものが新聞に折り込みになる時期がありますよね。それに投票支援カードと一緒に貼りつけてもらって、ダウンロードができない方とか、そういう方にも利用していただけるような仕組みというか、それをつくってはいかがかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（渋井由放） 佐竹選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（佐竹信哉） 私たち選挙に関わる者といたしましては、投票率の向上は永遠の課題でございますので、1つでも投票率が上がるんだなと思える施策は十分に検討していきたいと考えております。

○議長（渋井由放） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） それでは、投票支援カード、またコミュニケーションボード、それを活用した支援策を、この次の選挙、今後、秋に行われる県知事選挙から導入ということでおろしいんでしょうか。

○議長（渋井由放） 佐竹選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（佐竹信哉） 今のところその形で準備を進めていきたいと考えております。

○議長（渋井由放） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） それでは、よろしくお願ひいたします。

3番目の質問に移らせていただきます。

本市の高齢化率は県内で上位にあり、免許返納される方も年々増えているとのことであります。数年前には、投票所の大幅な統合もあり、選挙に行かない理由の1つになっているのも事実であります。

そこで、移動投票所として、車を投票できる場所として導入を始めた自治体が出てきています。本市でも導入を検討してはいかがかと考えますけれども、市の考えを伺います。

○議長（渋井由放） 佐竹選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（佐竹信哉） 移動投票所についてお答えいたします。

移動投票所につきましては、主に期日前投票期間中において、最寄りの投票所までの距離が遠く、交通手段の確保が困難な高齢者等への投票機会の確保を目的として導入されている事例のほか、若年層の投票率向上に向けて高等学校に出向いている事例などがございます。

県内では、日光市が移動市役所として、出張行政サービスや移動期日前投票所など、様々な用途に活用できる車両を昨年度導入しました。次回の選挙から使用する予定と聞いております。昨年の県議選から導入する予定であったようですが、無投票だったので、次の選挙まで利用の状況がないということでございます。

本市におきましては、平成31年の投票区再編の際に移動投票所の導入について検討していましたことがございます。自動車の購入費や維持管理費が多額にかかることから、別の方法として、最寄りの投票所までの距離が遠くなった地域を対象に、臨時の期日前投票所を設置したところでございます。具体的には、志鳥・境・大木須・小木須の4地区でございます。

その他、主権者教育の一環として、また、有権者となった高校生の投票機会の確保を図るため、烏山高等学校にも臨時期日前投票所を設置しております。今後は、商業施設等での導入も検討しているところでございます。

その他、令和3年の衆議院議員総選挙以降、交通弱者への投票機会の確保を目的として、デマンド交通を活用した移動支援事業を実施しております。

議員御質問の自動車を活用した移動投票所の導入につきましては、施設を使用することなく、機動的に投票所を設置できるなど、メリットも大変多いところでございます。本市のような山間部を抱える環境におきましては、非常に有効であると考えております。投票所を28か所から24か所に削減したときにも、既にこの議論はなされたところでございます。先ほど申し上げたとおり、費用対効果がいかがなものかということで継続協議となってございます。

また投票所が24か所から12か所に削減された折にも、再三検討はしてまいりましたけれ

ども、費用的な問題にどうしても直面しております、なかなか導入に至らないところでございますが、今後、日光市のように、選挙ばかりではなく行政サービスに活用ができるようなものがあったならば、ぜひ導入をして、交通弱者のために山間部等々に機動的に足を運べるような機会ができればと考えておりますので、十分に、投票率向上には大きな一助となることは間違いないと考えております。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 日光市の移動市役所を併せ持つ選挙、投票の利用をなされることは大きな動きだったなと思って、とても関心を持って興味深く見させていただいたところなんですが、茨城県のつくば市で、選挙の際にスマホや電話で予約すれば投票箱を乗せた車が自宅前まで巡回してくれる、オンデマンド型移動期日前投票所の実証実験を報道陣に公開いたしましたところがあります。

市は中山間地域に住み、投票所までの徒歩での移動が難しい高齢者を対象に、この秋から市長選・市議選での導入を予定し、4月に正式に決定する見通しだということです。本番を想定した実証実験は1月23日～27日に行われ、26日に報道公開されました。移動投票所はスマホから投票したい日時をいつでも予約可能とし、車両は車椅子の乗降リフトがついたワンボックス型の福祉車両を使い、車内には一般的な投票箱と記帳台を備え、椅子に座って投票できます。車両には投票立会人と選挙管理者役の職員、体の不自由な人の介助を兼務する運転士の計3人が乗り合わせました。立会人は2人必要なんすけれども、実験では遠隔操作により不正を監視するロボットの運用も試したことでした。

移動投票所の実証実験は、筑波山麓のつくば市筑波・臼井地区に住む18歳以上の有権者約1,000人を対象とし、5日間で約70人が投票しました。26日の報道公開は42世帯ある六所の集落で行われたということです。高齢夫婦だけの世帯がとても多いところですので、また、運転免許返納者も増えているということで、投票所は徒歩圏外にある方が多いので、このようなものを導入していくということが出ておりました。

この茨城県では、移動期日前投票所というのを2019年7月の参議院選で、高萩市・北茨城市・神栖市、各市がワゴン車やバス車両を使って県内で初めて設けたということで、その後、移動投票所を設置する自治体がどんどん広がってきているということを伺っております。

本市でも費用対効果がとても言われるところではございますけれども、高齢者にとっては必要なことではないかと思っておりますので、先ほどの御答弁は調査研究をしていくという御答弁であったんですけども、前向きな答弁ということでお伺いしてよろしいでしょうか。

○議長（渋井由放） 佐竹選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（佐竹信哉） 最初に議論をなしたときには導入をしようという前提の下での協議を始めましたので、自らやはり様々なメリット・デメリットを検討して、継続してきているところであることは申し添えておきたいと思います。

それと、導入に当たっては、本市は投票所を削減した後、臨時期日前投票所を設置して、期日前投票所の投票率が、市では県内ずっと一番です。どこにも負けないぐらい高いんです。これは宇都宮市ではまねできないと思います。なぜなら、投票環境がいいからで、ここはやはり期日前投票をかなりの方が利用してくれているという状況の中にありますと、投票所数を削減した折にもいろいろお叱りはいただきましたけれども、反面、日常生活の中で、病院へ行くとか、買物に行くとか、そのついでに投票に寄ってくれる。投票に行ったついでに病院に行くとか、それは分かりませんが、そうしたことが相まって期日前投票所の投票率が高いこともありますと、なかなか移動投票所の背中を押してもらえなかったというところも、ちょっとあるということも申し添えておきたいと思います。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） よくお話を理解いたしました。

これから先、どのような検討をなさるかということは、しっかりと調査研究をなされて、今後に反映していただけるような取組を進めていただきたいと考えておりますので、ぜひともよろしくお願い申し上げて、この質問は終了とさせていただきます。大変ありがとうございます。

独り親家庭への支援についてお伺いいたします。

現在日本では夫婦の3組に1組は離婚をしていると言われています。最近では子供を連れての離婚も珍しくはありませんが、その場合の不安要素の1つに、金銭的な問題があります。平成30年の調査で、未成年の子供がいる離婚件数は全体の約58%となっており、生活への影響が懸念されます。特に母子家庭の収入は、決して高いものではありません。パート・アルバイトの方が約40%強であり、父子家庭の中にも仕事が不安定な方もおり、切り詰めた生活を送る必要があります。

そこで助けになるものが、母子家庭・父子家庭を助けてくれる支援制度であります。児童手当や児童扶養手当はもちろんですが、どのような支援制度があるのかをしっかりと調べ、利用していくことが大切であり、それによって少しでも生活の安定につなげていくことができます。

そこで、質問いたします。本市のひとり親家庭への支援の現状をお伺いいたします。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） ひとり親家庭への支援の現状についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、現在の日本における離婚率は3.5%前後になっており、3組に1組の夫婦が離婚している状況にあります。これに伴い、ひとり親家庭の件数も増加しており、本市におきましても、相談支援・経済的支援・就業支援などにより、ひとり親家庭を支援しております。

具体的な取組としまして、こども課内に母子・父子自立支援員を設置し、住宅・健康・就労など生活全般にわたる相談支援をはじめ、子供の養育や福祉資金の貸与などの自立支援、そして円滑な情報提供など様々な支援を行っております。

また、経済的支援として児童扶養手当の支給や、ひとり親家庭医療費助成をはじめ、必要な家庭にはフードバンク、子育て用品リユース事業を提供するなど、経済的な負担軽減に向けた充実を図っています。

さらに就職に有利な資格取得を促進する就労支援の1つとして、母子・父子自立支援プログラム事業を取り入れ、ハローワークなどの関係機関と連携し推進しております。

今後もひとり親家庭の困り事を把握し、各事業の確実な実施とさらなる充実に努めてまいりますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（渋井由放） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） こども課内に母子・父子自立支援員を設置しているということが市長の答弁の中にあったんですけども、支援員を利用した件数はどのくらいあったのかお伺いいたします。

○議長（渋井由放） 水上こども課長。

○こども課長（水上和明） ただいまの質問にお答えいたします。

令和4年度の実績でございますが、母子家庭・寡婦関係の相談が322件、父子の相談が18件でございます。

令和5年度におきましては、1月末現在におきまして母子家庭・寡婦の相談が202件、父子の相談が4件となっております。

以上です。

○議長（渋井由放） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） どのような相談が多かったのか把握されていますでしょうか。お願いいたします。

○議長（渋井由放） 水上こども課長。

○こども課長（水上和明） 令和4年度・令和5年度ともに、一番多いのが経済的支援に関する相談が一番多い相談となっております。

以上です。

○議長（渋井由放） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） それでは、2番目の質問に移ります。

親権を決めることと並行して、子供のために養育費を決めておくことも大切です。養育費は子供が自立するまでに必要な大切な費用であり、子供を育てる際に最も頼りにすべきお金です。協議離婚であっても子供の将来のために決めておくことは大切です。口約束だけでは養育費が未払になるケースも少なくありません。全国青年司法書士協議会は2日、離婚などで養育費に関する悩みを抱える親などを対象に電話での無料相談会を実施しております。養育費払いや強制執行の手続などの相談に助言すると報道がありました。養育費を受給している母子世帯は28.1%と大変低い数値であり、養育費の問題は全国的にも大きな問題となっていることが推測できます。

養育費の取決めなどを促進する意味で、各自治体は相談窓口を設けています。そこで夫婦間の問題、養育費などについて相談できるようになっています。また、養育費を確実に受け取れるよう支援するため、養育費の取決めに係る公正証書等の作成費用や、養育費保証契約に係る保証料を補助する制度を実施している自治体もあります。

お隣の群馬県はかなり進んでおり、6つの市と町・村に住むひとり親の方が利用できるようになっているようです。本県では宇都宮市・栃木市、小山市では去年始めたところなんですが、公正証書作成の場合、上限4万3,000円、養育費保証契約で上限5万円としております。口約束の方が多いと、全国的にもこの制度を実施する自治体が増えてきていることが導入のきっかけになっているようです。また、国で養育費の履行確保事業を行っており、国が2分の1、市が2分の1予算で実施できるということが増えている要因の1つであると思われます。

子供の生活を保障することは親の義務です。生活が厳しくなれば、いらいらも募り、矛先が子供にいく場合もあり、子供の生活環境に悪影響を及ぼしかねません。安心して生活ができる環境をつくってあげるためにも、確実に養育費が支払われる制度づくりは重要でございます。そこで、離婚時の養育費等の相談窓口と支援の現状をお伺いいたします。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 離婚時における相談支援についてお答えいたします。

本市の離婚に関する相談につきましては、こども課内に設置された母子・父子自立支援員を中心に対応して行っております。主に離婚後における生活費の相談が多く、児童扶養手当や医療費などの経済的支援の案内をしております。

養育費や夫婦間の問題に関する相談につきましては、専門の知識が必要となるため、こども家庭庁から委託を受けた養育費等相談支援センターや県のひとり親家庭福祉連合会などの専門

家相談につなげるなど、相談者に必要な情報提供に関する支援を行っているのが現状でありますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（渋井由放） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 養育費や夫婦間の問題に関する相談は、こども家庭庁から委託を受けた養育費等相談支援センターや県のひとり親家庭福祉連合会などの専門家相談につなげているということをお伺いいたしました。

児童扶養手当を申請していただく際の書類に、養育費等に関する申告書という書類は、こども課内では取り扱っているのでしょうか、いないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（渋井由放） 水上こども課長。

○こども課長（水上和明） お答えいたします。

児童扶養手当の申請に関しましては、こども課が窓口となっておりますので、こども課のほうで申請書を扱っております。

以上です。

○議長（渋井由放） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） それでは、3番目の質問に移ります。

養育費を確実に受け取れるよう支援するため、養育費の取決めに係る公正証書などの作成費用や、養育費保証契約に係る保証料を補助する制度を実施している自治体があります。

本市での養育費支払いを約束する公正証書等を作成するのに要する費用の補助、養育費確保支援事業を行う考えをお伺いいたします。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 養育費取決めに係る公正証書等の作成費用の補助についてお答えいたします。

夫婦の協議離婚が成立した後に子供の養育費について話し合い、その結果を法律に基づき公証人が公証役場にて作成する公文書を公正証書といいます。公正証書の作成は任意ですが、作成することで養育費の支払いが滞った場合には、地方裁判所に強制執行の申立てをすることができるようになります。なお公正証書作成の手数料は、養育費の取決め総額により国が定めており、また、養育費保証契約とは養育費の支払い者から支払いがない場合に保証会社が立て替えるもので、最大5万円程度かかるとされています。

県内におきましては、令和3年度から宇都宮市と栃木市が助成事業を始めておりますが、相談件数は少ないようあります。

本市におきましては相談件数がないことから、現時点においては補助の予定はございませんが、相談内容や近隣市町の状況を注視しながら、判断してまいりたいと考えておりますので、

御理解をお願いいたします。

○議長（渋井由放） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） それでは、宇都宮市や小山市では離婚届を取りに来たときに、離婚届と一緒に養育費決め関連のパンフレットを渡していると伺っております。本市の窓口での状況はどのようにになっているのか、お伺いいたします。

○議長（渋井由放） 大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） 本市の市民課の窓口におきましては、離婚届を取りに来られたお客様に対して、届出書と併せて法務省が作成しております、離婚する際にあらかじめ話合っておくべき養育費、それから親子交流について、決め方や実現方法につきまして分かりやすく記載しております『子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A』というパンフレットを添付して、お渡ししている状況でございます。

○議長（渋井由放） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） パンフレットを同封しているということをお伺いし、ちょっと安堵したところなんすけれども、本市の窓口でも実施されていることが分かってよかったですなと思っています。

ただ離婚届を取りに来たときには既に合意ができているという場合も少なくないということで、協議離婚の場合は既に話が決まっていて取りに行くことができないというか、そういうふうにも思ってしまうんですけども、その前に、事前にホームページ等で、広報でこういうふうなのがありますよというのを知らせていくのも必要なかなと思っていますし、また、このパンフレットは子ども課内にも置いていただくことができないかをお伺いします。

○議長（渋井由放） 水上こども課長。

○こども課長（水上和明） ただいまの質問にお答えいたします。

こども課でも、こういった離婚後の親と子の絆のためにということで、養育費の決めとか、そういったことが詳しく書いてあるパンフレットは準備しておるんですが、市民課で配布しているパンフレットの内容をよく確認しまして、まずはその制度があることを知っていただくことがやっぱり重要ですので、こども課の窓口にも置けるものは、積極的に置きたいと思っております。

以上です。

○議長（渋井由放） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） いろいろなことがちょっと分かりづらい、ナイーブなところもありますので、そこもしっかりフォローアップをしていただいて、公正証書の補助の件は、こういうことが増えてきた際には質問させていただきたいと思いますので、ぜひともよろしくお願いいい

いたします。

最後に、児童生徒のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備について、お伺いいたします。

学校においては児童生徒が学校生活を送るに当たり支障があるかどうかについて、疾病をスクリーニングし、健康状態を把握するため、毎学年、学校保健安全法第13条に基づき健康診断を実施しています。

近年健康診断時の児童生徒等のプライバシーの保護などへの懸念が指摘される一方、着衣では正確な検査・診察が困難になる懸念も示されていることから、全国の学校で一定の対応が可能となるよう、児童生徒などのプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備の考え方についてお伺いするものでございます。

正確な検査・診察を実施するとともに、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した対応の具体的な取組についてお伺いいたします。

○議長（渋井由放） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 正確な検査の実施及び児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した取組についてお答えいたします。

まず、市内小中学校での健康診断におきましては、学校医の協力の下、正確な検査・診察に努めているところでございます。

児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した取組につきましては、議員御指摘のとおり、文科省からの通知の中で、円滑な健康診断を実施するまでの必要な対応について次の4つの項目が記載されております。

1つ目は、検査・診察における対応についてです。市内の中学校の取組といたしましては、男女別での検査・診察の実施はもちろんのこと、会場への待機人数は最小限にとどめて、内容の漏えいを防ぐほか、周囲からその様子が見えないようパーテイションやカーテンで仕切るなど個別の検査スペースの確保、立会いの教職員は同性となるような配慮、着替えが必要な場合には更衣室を使用するなど、従来から基本的な児童生徒のプライバシーや心情に配慮した対応が取られております。

2つ目は、検査・診察時の服装についてです。医師や検査機関担当者と相談の上、正確な検査・診察に支障のない範囲で下着は着用したままとしたり、検査直前までジャージを着用するなど、配慮を行いながら実施しております。

3つ目はその他の配慮ですが、文科省の通知にあるとおり特に配慮が必要な児童生徒がいた場合の対応として、担任等との相談の上、当該児童生徒が受診しやすい順番や時間、場所の工夫をするなど、個別の対応をしております。

4つ目は関係者の連携、児童生徒等や保護者の理解に関するです。健康診断の意義や重要性、検査・診察の内容や方法を保護者や保健だより等の文書にて、児童生徒へは各クラス担任からの説明や、教室内掲示物等によって事前に周知しているところでございます。さらに、学校医とは事前に実施日や実施方法、服装等について相談・調整を行い、共通認識を持った上で検査・診察を進めています。

今後も健康診断実施に当たりましては、正確かつプライバシーに配慮した円滑な検査・診察が実施できるよう、環境の整備に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 今回改めて文科省からの通達を受けたところでありますが、学校における健康診断の実施について伺ったところでございますけれども、4項目の中で対応しにくい箇所というのは、改めてありますでしょうか。

○議長（渋井由放） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 特に特異な傾向にあるお子さんもいらっしゃいますので、そういうお子さんには、担当職員が一緒にいてなければならぬというような状況もありまして、職員の数、それからそういった児童生徒を個別に行うための場所等について若干の困難性があると、そのように聞いております。

○議長（渋井由放） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） それでは2番目の質問に入ります。

学校や学校医などの関係者で共通認識が十分図られるよう、県と地域の医師会との連携強化についてお伺いいたします。

○議長（渋井由放） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 学校健康診断に関する県や地域の医師会との連携についてお答えいたします。

1つ目の質問でもお答えいたしましたが、学校における健康診断の実施に当たりましては、プライバシーの保護や心情等への配慮を行いながら実施することが不可欠であります。併せて、適切・正確な検査や診察を実施することは、児童生徒の健康のために重要であり、疾患を発見できずに治療の機会を逸する事があるたはならないと考えております。

市といたしましては、児童生徒のプライバシーや心情に配慮した正確な検査・診察の実施のために、今後も学校と学校医とが十分な連携の下、服装を含め具体的な検査・診察の方法等について共通認識を図り、その内容につきまして児童生徒や保護者により丁寧に説明することが必要と考えております。

今後も一層、関係者の連携強化に取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（渋井由放） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 関係者での連携強化に取り組んでいくことの答弁でございましたけれども、共通の認識が大切であると考えます。話合いが持てる協議会というのがあるんでしょうか、これからつくるんでしょうか。今後について含めても考えがあるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（渋井由放） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 現在、学校の健康診断についてのみということを考えますと、協議会等は持っておりません。

ただ、三師会ということで医師会・歯科医師会、それから薬剤師会のほうから、まず各学校へ学校医・学校歯科医・学校薬剤師ということで派遣をしていただいておりますし、年に1回ですが、そのような会合等をもちまして、小中学校の養護教諭も含めて、そのような集まりも持っておりますので、それらをさらに連携強化をして、また実施回数につきましても適宜増やしていくけるようにしてまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（渋井由放） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 安心して子どもたちが健康診断が受けられるように、また、プライバシーや心情に配慮した正確な検査・診察の実施のための児童生徒と保護者には丁寧な説明をお願いいたします。

これで、質問事項は全て終わりにいたします。

この3月で退職される皆様には大変お世話になりました。これからも那須烏山市の発展にお力を貸しいただきたく存じます。

本日は、以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（渋井由放） 以上で、7番矢板清枝議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開を11時10分といたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（渋井由放） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、先ほど行われました矢板議員の一般質問におきまして、執行部から追加答弁がございます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 先ほど、投票率向上策に関してバースデーカードをスタートした年、それともう一つ、若年層の期日前投票立会人の登録制度の現在の登録者数、2点お答えいたします。まず、バースデーカードは令和2年度からスタートいたしました。若年層の期日前投票立会人の登録は現在8名でございます。

以上であります。

○議長（渋井由放） 通告に基づき、3番荒井浩二議員の発言を許します。

3番荒井浩二議員。

〔3番 荒井浩二 登壇〕

○3番（荒井浩二） 議場内の皆様、おはようございます。本日も、傍聴席には、朝早くから議会に傍聴に来てくださって、誠にありがとうございます。

渋井議長の許可に伴い、質問者席より質問を行わせていただく議席番号3番荒井浩二です。まず初めに、このたび能登半島地震の災害により被災され、また亡くなられた方々にお見舞いと哀悼の意をささげるとともに、そして今も復旧復興に向けて御尽力をなされている本市職員も含めた関係者の方々に対して、深く感謝を申し上げます。

また、今年度で御退職される職員の方々、本市にお勤めいただきましてありがとうございました。本当にお疲れさまでした。また、今後再任用や様々な立場で新たなスタートを切られることでありますから、何かの折には、ぜひとも人生の先輩としてもお知恵をお貸しいただければ幸いです。

このたびの一般質問は最年長中山議員、大先輩から始まりまして、先輩方の背中を見させていただきまして、40代になりました。最年少で恐縮ではありますが、本定例会最後の一般質問を務めさせていただきます。

1つ目の質問はソーシャルメディアを活用した行政サービスの推進について、前例踏襲と縦割り行政の先入観を払拭しながら各課横断的に取り組まなければならないDX関連の質問を、2つ目は人口減少が甚だしい昨今、本市の抱える問題・課題に対して、自治体、行政の枠を超えて取り組んでいっていただきたい公共施設の広域的相互利用についての2項目について質問いたします。

市長並びに執行部の方々には、未来を見据えた前向きな答弁を期待します。よろしくお願ひいたします。

○議長（渋井由放） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 1つ目の質問、ソーシャルメディアを活用した行政サービスの推進についてお伺いします。

本市では現在、市のホームページをはじめ、ソーシャルメディア等を利用して多様な方法で情報発信を行っております。行政サービスの向上のために欠かせないデジタル化の推進についてお伺いいたします。

まず、現在のソーシャルメディアの活用状況についてお伺いします。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 現在のソーシャルメディア活用状況についてお答えいたします。

本市では現在、公式のソーシャルメディアとしてLINE、X（旧Twitter）、あとFacebook、Instagram、YouTubeを運用しており、その特性に合わせた情報を発信するツールとして活用しております。

LINE・X・Facebookは行政情報を主に発信しており、Instagram・YouTubeは、シティープロモーションの観点から情報発信を主にしております。

行政情報の発信において、特にLINE登録者数が令和6年2月8日時点で9,866件、非常に有効な情報発信ツールとして認識しております。今後もそれぞれのツールの特徴に合った情報発信及び活用の研究に努めてまいりたいと思いますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（渋井由放） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 今、市長から現在の本市のソーシャルメディアの活用についてお伺いいたしました。

行政サービスの情報を含め、シティープロモーション等に活用されているということなんですかけれども、先ほどの市長の答弁から比べて、現在の本市のLINEアカウントが、私が今朝見たところだと9,885人だったのでちょっと増えていっているのかなと、感じました。

それで、本市では毎年、シティープロモーションをはじめとして、Instagram特派員だったり、いろんなやり方で、本市の活動内容、状況を広報していっていただいているんですけれども、次の質問の今年度から始まったソーシャルメディアを活用した新たな取組についてお伺いいたします。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） ソーシャルメディアを活用した新たな取組についてお答えいたします。

ソーシャルメディアを活用した、令和5年度の新たな取組として、空き家の利活用を促進するため、新たに地域おこし協力隊が作成した空き家VR動画をYouTubeにて配信を開始し、1月末時点で8件が配信されています。遠方の方でもパソコンやスマートフォンがあれば、いつでも気軽に空き家の内覧が可能であることから、実際にVR動画を見て相談してきた方の中には、成約に至るまでの期間が最短で1週間ほどというケースもあり、まさにデジタル効果

であると感じております。

本年度の空き家バンク制度に新規に登録があった件数は10件であります。所有者の了承を得られた物件から順次動画化を図り、配信を行うこととしております。

そのほか、新たなソーシャルメディアを活用した情報発信につきましては、先進事例を参考にしながら調査研究を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（渋井由放） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 新しく来ていただいた地域おこし協力隊の方の御活躍で、本市の空き家バンクの情報が充実化されて、最短で1週間で成約するような、そういったスピード感のある対応ができているということで、私も市内で不動産業を一応やらせていただいているんですけども、やっぱり今、現場を見なくても、内見しなくともネットで見て決めるという方が多くて、昔は私個人もインターネットで買物をするということに関しては結構抵抗があって現物が見たい、本もできれば紙で見たいというようなことだったんですけども、最近の方々はかなり適応てきて、不動産の情報に関しても、自分で、こちらから不動産業者が提案した内容ではなくて、お客様のほうから、ここここ空いているけど入れないのというような、指名的な要求というか、御相談が多いというような印象です。皆さん、ネットが普及てきて、受け手としての情報というよりは、自分で情報を調べて攻めに行くタイプの動きが多くなってきているなと感じました。

それで次の質問に移ってしまうんですけども、現在のLINEを本市で、先ほど9,885人の登録が今朝、私が確認した時点であったんですが、LINEを活用した市民からの御意見・御要望の広聴についてお伺いいたします。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） LINEを活用した市民からの御意見・御要望の広聴についてお答えいたします。

広聴につきましては、市民からの声を聴くため、施設4か所に広聴箱を設置するほか、ホームページには市長の部屋に広聴箱を設置し、年間80件以上の御意見・御要望をいただいております。

また、LINEにつきましてはスマートフォンを所有する9割以上の利用するソーシャルメディアであり、特に有効な情報発信ツールと認識しております。また、情報発信以外にも様々な行政サービスの提供が可能であるため、他自治体も積極的に活用しているところであります。

本市においても、今後さらに有効活用を図るため、ブロック数の減少を目的に個人が求める情報を配信するセグメント配信等の導入を検討しているところであります。

現在は情報発信のみに活用しておりますが、他自治体では、道路の陥没等の通報システムや、

個別返信不要の広聴手段としての活用をしている事例もございます。広聴手段の1つとして有効なツールと考えておりますので、今後も広聴を含めた様々な拡張機能について調査研究をしてまいりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（渋井由放） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 現在の本市でのLINEの活用と広聴について、市長から答弁をいただきました。

以前、自分が一般質問でLINEの自治体プランが無料で使えるということで提案させていただいた経緯がございます。そこら辺から関連して、現在LINEの利用を進めていたりしているんだと思うんですけども、LINEを地方自治体が活用する事例というのに、防災情報の発信、イベント告知と参加促進、ごみ収集情報の提供、市民参加型の意見交換、それと地域情報の発信ということで、市内外に向けて多くの情報を発信することができるLINEのツールなんですが、現在、那須烏山市のLINEの公式アカウントは、地方公共団体プランの無料で利用ができる範囲で運用がなされております。

先ほど市長の答弁からもセグメント機能というものがあったんですけども、そちらは拡張ツールを利用した有料プランになるということで、今までのような無料プランではできないことがお金を使えばできるということで、国が今、DX化を進めている中で、それに伴う関連費用も増大していくので、予算が増えることに関してはなかなか提言がしづらいんですが、現在その無料プランの範囲内で市の職員が工夫しながら運用を行っているLINEなんですが、LINEのページ、皆さん登録されている方が多いと思うんですけども、開くとメッセージの下のほうにメニューという機能が出てきて、4つのボタンが出てくるんです。そちらに広聴箱へのリンクがあります。今の運用方法では無料プランの範囲で動かしていますので機能的な限界があって、ソーシャルメディアってソーシャル、社交的に相互に情報発信して利用するものなんですけども、現在だと一方的な情報の発信に限られてしまって、相互に情報発信ができる特徴であるソーシャルメディアの利点があまり生かされていないなと感じております。

お金がかかる有償の拡張機能への提案は次の質問項目でさせていただきますが、現在の無料で使える範囲内でも、改善していただければよくなるのではないかと感じる部分があるので、幾つか要望として提案させていただきます。

現在、本市のLINEのメニューボタンに市役所施設案内のページがあります。こちらでは本市の庁舎案内や庁舎事務室への営業の立入りの案内、それと、ちょっと前に問題となった市役所庁舎等におけるチラシの配布等についての案内が掲載された市政情報のページへのリンクが張られています。

そこで質問なんですけども、庁舎の案内というところに、公共施設の案内、予約のページ

に、この公共施設の予約に関して今、本市でもオンラインで予約ができるようなシステムがあるんですが、こちらに本市の公共施設の情報と一緒に予約ページに移行するリンクも張っていただけないでしょうか。お伺いします。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 様々な今、御意見をいただいた中で、最終的に公共施設のリンクができないかという御質問もございます。いろいろ今、進めておりますのは、先ほどから言っていますように、やはり一方的な配信のみということで、無料の部分で行っておりますけれども、来年度十分に検討させていただいて、セグメント配信についてはイニシャルコスト・ランニングコストがかかりますが、十分に検討して、令和7年度に向けてぜひ行っていきたいと思っておりますので、今おっしゃられた提案の部分も併せて調査研究をした上で、十分対応してまいりたいなと考えております。

○議長（渋井由放） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 今、総合政策課長から前向きな答弁をいただきました。

今、現在庁舎のページで見ると、南那須庁舎とか烏山庁舎とか、そういう庁舎的な情報しかなくて、確かに営業時間とか、窓口の延長とか、そういったことの情報もあるんですけども、市民の方が例えば公民館を予約したいと。そういう情報にアクセスできるように、少しでも寄り添った利便性を追求していただきたいなと思います。

それで、次にこれは教育長もしくは学校教育課長にお伺いするんですけども、現在那須烏山市の児童生徒に問題があった際、いじめは学校教育課関連で、虐待はこども課にはなると思うんですけど、児童相談所など各所窓口はあるとは思いますが、子供が仮にいじめに遭った際、もしくはそれらを目撃し、相談したいとなったときに、口頭で先生に告げる以外の方法というものは今ございますか。

○議長（渋井由放） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 現在はメールその他での受け付けというのは直接はしておりません。口頭でという範囲で、電話もそうなんですが、そのような形で現在対処しているという状況です。

○議長（渋井由放） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） ちなみに、今現在、学校において児童生徒のLINEの利用などに、何か制限はございますか。

○議長（渋井由放） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 学校として、こういう時間単位でどうのこうのというのは現在はしておりません。以前は週に何回使ったかとか調査していた時期もあったんですが、これほど広

まつてしましましたので、制限等につきましては、学校というよりは保護者の方々に各家庭での利用法、その他注意していただきたいというふうな要請をしております。

○議長（渋井由放） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） そこで要望なんですけれども、今現在、LINEからリンクを飛ばす、広聴箱ボタンを押すと広聴箱の本市のページの入力フォームに飛ぶんですが、そこに今の子供というのは直接言葉では話せないけれども、インターネットツールとか文字とか、そういうメディアを介してのコミュニケーションというのは比較的できる子がいたりとか、そういう傾向があるので、ぜひとも広聴フォームにいじめとかそういうものだったり、子供のことに限らず、困り事相談の窓口的な機能を、機能というか内容を加えてはいただけませんか、いかがでしょうか。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 決まり文句になりますが、検討させていただきます。

○議長（渋井由放） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 子供のいじめとか、そういうものを、やっぱり相談できる方が多ければ多いほど、いろんな方の助けになると思いますので、ぜひとも前向きに検討していっていただきたいと思います。

それでその際なんですけれども、ネットに疎い方や子供でも内容を比較的簡単に入力できるようなフォームにづくり変えていただければ幸いです。今の場合だと必須ではないんですが、電話番号だったりとか住所だったりを入力するのであるんですけども、どこまで入力したらいいかって、結構ぱっと見、子供とか年配の方には分かりづらかったりするのかなと感じるので、もうちょっと入力しやすいような、あと広い内容を受け付けるようなフォームにづくり変えていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） ホームページのリニューアルは2年前に行いました。今後も5年に一度、定期的にリニューアルしてまいりますが、当然いいところ悪いところ、いろんな声もございますので、そのリニューアルと合わせて、今、いただいたような御意見を取り入れさせていただければというふうに思います。

○議長（渋井由放） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 那須烏山市のDX推進計画の原案が出ていて、それに対してパブリックコメントなども行っているので、それに対しての前調査も今、行っていらっしゃると思いますので、そこら辺をぜひとも調査研究していただいて、採用していただければと思います。

今、言った事に関しては、リンクを張るとか、ちょっとフォームをつくりえるとか、そん

なに費用的にかかるようなものではないなと私の理解では感じますので、ぜひとも改善を行っていただければと思います。

そして、先ほど話題にも上がったセグメント機能を、ユーザーの興味関心に合わせて必要な情報発信を行うということで、今現在、那須烏山市で使っている@InfonCanal、そちらにはセグメント機能というものが基本装備としてあって、現在登録されている方はあんまり意識されてないので全ての情報が、@InfonCanal、これは総務課が扱っているものなんですが、情報が来て煩わしいなんて方もいらっしゃいます。それに関しては後ほど言及させていただきますが、次の質問です。

ソーシャルメディアを活用した本市の行政サービスの今後の展開についてお伺いいたします。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） ソーシャルメディアを活用した本市行政サービスの今後の展開についてお答えします。

デジタル技術を活用したサービスの普及により、社会全体においてデジタル化が進展し、日常生活では誰もが当たり前のようにスマートフォンを所有し、音声通話、インターネットやソーシャルメディアなどを利用しています。

国や県などにおきましては、DXの推進の一環としてもソーシャルメディアを活用し、行政手続のオンライン申請・決済といった市民向けサービスを提供されているところでございます。

本市では現在、パブリックコメントを実施しております市DX推進計画においても、市民に着実に伝わる情報発信の推進としまして、必要な情報を必要な市民がいつでも・どこでも・誰でも入手できる環境を整備し、市民一人ひとりのニーズに合わせた効果的な情報発信を図ることとしております。

しかしながら、ソーシャルメディアの特徴としまして、いつでもどこでも情報発信ができることや、行政と市民の双方向でのやり取りができるなどのメリットがある一方、誤った情報などを意図的に簡単に発信できてしまうことにより、誹謗中傷などのトラブルを引き起こすなど、デメリットも指摘されております。

今後はソーシャルメディアが持つメリットとデメリットを十分に考慮しながら、行政サービスの展開を図るとともに、デジタル社会の変化に対応した、さらなるソーシャルメディアの活用策を検討し、効率的な市政の運営や市民生活の利便性を図ってまいる考えでありますので、御理解をお願いいたします。

○議長（渋井由放） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 市長から今後の本市のソーシャルメディアを活用した行政サービスの展開について御答弁をいただきました。

現在、令和6年2月1日の情報なんですけれども、1か月遅くて申し訳ないんですが、人口が、本市那須烏山市が2万3,978人。世帯が1万319世帯あります。

それで本市が活用しているソーシャルメディアの利用者数なんですが、こちらのフォロワーには本市以外の内外の方の利用者もいるので、一概には本市の方が何人使っているとは特定はできないんですけれども、Facebookが1,135人、本市のページをフォローしている方はいらっしゃる方の数です。旧Twitter、Xは5,223人、Instagramのほうが508人。YouTube、こちらの議会も配信されているんですが、こちらは489人の登録となっております。@InfoCanalに関しては情報がないんですけれども、現在、LINEは先ほども申し上げましたが、9,885の方が友だち登録、フォロワーとして本市の情報を得ております。ほぼ本市の世帯数に並ぶ数字になってきているんですが、現在のLINEの運用の手応えについて、市長もしくは総合政策課長いかがでしょうか。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 先ほどLINEの登録者数も9,885人ということで非常に伸びております。

それに伴って、先ほども、今、議員がおっしゃられたFacebook、Instagram、YouTube等は、やはり伸びていないです。ということは、やはりもう時代はそういうものになってきているのかなというふうに思いますので、やはり、その辺を重視した、活用しやすいものに焦点を絞っていってもよろしいんじゃないかなとは感じております。

○議長（渋井由放） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 今、本市でもいろんなソーシャルメディアを使っていて、各担当課が所管して運用しているわけなんですけれども、そのせいか、火災や災害の情報など、発信される情報が使われるメディアによって、手段によって、情報がちょっと偏っているなというところがあって、市民の方々もどれを使えばいいんだと、全部入れると通知がうるさいとか、そういうことで、結構使い勝手に関してよく御意見をいただくことがあります。

メッセージの発信内容が異なるのは、やっぱり縦割りの弊害で情報発信を横断的に取り仕切る部署がないというところで、LINEは総合政策課、@InfoCanalは総務課となっているんですが、これを横断的に取り仕切って一括した情報を発信できるような仕組みというのはできないんでしょうか。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 私も具体的にはよく分かりませんけれども、先ほど言ったセグメント配信というのも、いろいろ対象を絞って配信するというふうなことですし、配信するメールも内容も決められるというところもありますから、そういう部分では必要な機能をワ

ンストップで提供できるという部分では、そういったものも活用する必要は出てくるのではないかなどということで研究したいと思います。

○議長（渋井由放） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 今、本市のほうでLINEを実際に運用している現場では、投稿内容を作成して、それを課長なり上司に確認してから投稿しているということで、緊急情報に関してはそれに限ったことではないというような話も聞いたんですが、特にLINEに関しては災害の情報とかそういったものに弱いと思うんですが、こういうのは総務課とかそういうところから情報がいただけて、スムーズにやり取りできないものなんでしょうか。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 総合政策課の広報広聴グループとは連絡を取り合って、必要な情報はLINEまたはホームページに掲載するようなことで対応はしておりますので、連絡を密にさらに取っていきたいと思っております。

○議長（渋井由放） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） やっぱりメディアによって、総務課は総務課で情報発信をしている。総合政策課は総合政策課で情報発信している、各課ほかにもいろいろあるんですけれども、担当職員が送るメッセージ1通当たりの負担というのはそんなに変わらないのに、メディアの情報の受け手が、フォロワーの数にすごい偏りがあって、業務効率が非常に悪いのではないかと思うんです。情報発信は、多くの受け手がいるメディアに集中すべきだと私は考えます。

それで、現在メッセージや通話機能によって、もともと利用者が多いLINEは、一方で個人・団体・企業からの情報を得てサービスを受ける手段としても今、選ばれています。LINEでクーポンを使ったりとか、市内の飲食店とか美容室とかでもスタンプカードの機能を使って、何回来たということでスタンプがたまり、30回来たら、美容室であれば次はカットただよみみたいな、そういうものを使っているところがあります。

それで、実際にサービスを受ける手段として選ばれているLINE、使用率の高いLINEなんですけれども、那須烏山市の人口を鑑みれば、予算も人口も限られた中で、市の限られたリソースを割くには、もう集中してもいいんじゃないのかなと感じます。防災とか緊急時を考えれば、もちろん多様な手段があったほうがバックアップが利くので様々な検討が必要だと思うので一概には言えないんですけれども、今、先ほどから総合政策課長が言及してくださっているセグメント機能。LINEは有用性が多い反面、企業とかのLINEを友だち登録するとメッセージ数とか情報が多過ぎることがあります。通知が多いという場合には大体通知をオフにすれば、一々スマートフォンは鳴らなかったりとか、そういう設定の方法というのはあるんですけれども、実際に送られてくる情報を制限するには、ユーザーの興味関心に合わせた情

の取扱選択というのは有料機能を使ったセグメント機能というものしかありません。残念ながら本市の現在のLINEでは使えないんですが、ただ他市町でも既に取り入れているところが多いこの拡張ツールを使えば、多様な便利機能が使えるようになります。

先ほども申しましたとおり、現在は地方公共団体向けの無料プランで運用されているLINEですが、インターネットを利用して手軽に双方向的に情報共有を行っていくソーシャルメディアの利点を生かして、他市町では拡張した機能を使って住民へと情報発信し、また相互に情報を住民から得ております。何度も申し上げますが、こちらが有料となってしまうんですけれども、市民・職員の利便性向上と将来的な窓口業務や人件費の負担抑制も視野に入れて、ここで幾つかの拡張機能について本市でも取り入れられないか、積極的に検討していただくべく提案をさせていただきます。

それで都市建設課長にお伺いするんですけれども、現在、本市では道路の舗装の穴やひび割れ、側溝の破損、倒木、冠水等について、どのように情報を得ておられますか。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 道路の陥没等の情報につきましては、まずは窓口に来庁される、電話での御連絡、それから市のホームページにメールでいただく。あとはファックス等でいただくということでございます。

○議長（渋井由放） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 昔ながらの情報手段で、メールも使われているということなんですねども、それによって市民から情報を得ていると。

実際、都市建設課は連絡するとすぐ対応していただけるということで、私も非常に助かっているんですけれども、実際にそれを行う情報提供の方法というのが、今のやり方だと結構煩雑で、少々手間がかかるというのが正直なところです。

例えば、メールでこの道路の具合が悪いということで写真を撮って送るとしても、そのままスマートフォンから写真を撮ってぱっと送ればいいと思うんですが、送っても、市のほうには市のネットワークのセキュリティーというものがありまして、そこに引っかかって画像データなんかが送れなかったりするんです。それで、例えば近隣だと真岡市でも昨年からLINEで通報とか、そういういった情報提供の申請ができるようになったということなんですが、都市建設課長御存じでしょうか。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 真岡市でやっている事例は、まだ私は把握していなかったですが、もちろん国土交通省等ではLINEでそういう情報をいただいているというのは知っております。

○議長（渋井由放） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） それを例えればLINEで通報機能というのを使うと、LINEを使っている方なんかはよく御存じかもしれないですが、写真をそのままスマホから添付して、場合によっては位置情報もGPSの座標で送れるということで、一瞬で道路の状況を都市建設課のプロに見ていただけるということで、かなり話が早いです。こういったものは導入の検討をされたことがありますか。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） そちらにつきましては都市建設課独自ということではなく、府内、総合政策課とよく調整して実施していきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（渋井由放） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） それでほかにも、例えばまちづくり課だと環境グループのほうで、道路上の轢死体だったりと動物の死骸だったりとか、そういったことの通報だったりとか、河川に困ることだったり、水道とかの道路上の漏水とかいろんなトラブルだったり、公園施設の破損の通報。それと、ごみ出しに関して、例えば粗大ごみを取りに来てというような、そういう依頼もLINE経由で行うことができるようです。それと先ほどの広聴機能に近いものなんですけれども、住民からの通報や、隣家や空き家等の困り事相談とか、それと大手の例えばYahoo！防災とか、そういったものとの情報連携によって防災情報機能を受けることだったりとか、そこにさらに普通に独自の広聴機能を加えているところだったりとか、それと先ほども教育長に答弁いただきましたが、現状は電話がメインの窓口となっているいじめ相談機能、以前大津市のいじめの問題なんかありましたが、そういったことからの学びとして盛り込んでいらっしゃって、いじめ防止対策を行っている自治体もあります。市長もいろんな機能があるということを今、勉強されていると、各課長から御答弁をいただいたんですが本市へ導入したい機能みたいなのは何かありますか。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 職員が研修等で県内の各市町へ出張することがありますが、その際にその地域のパンフレットが配付されることがよくあります。それを見ていくとやはり道路の不備があった場合の連絡先とかというので、いろんなものを使っているというのは以前から目にしており、私からも他市町ではこういうのもやっているところがあるよというのを各課に情報提供しております。

ただそれが一元的にできるかというのがなかなか進んでいないので、今、状況としては、県内でもかなり1年か2年ですかね、で進んできているので、それを導入できるように学んでい

くことは必要だと思っておりますので、前向きに前進させたい案だと思っておりますので、御提案もいただきましたし、より一層これが進められるのではないかなと思いますので、本当に情報提供ありがとうございます。

○議長（渋井由放） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 市長から前向きな答弁をいただきました。実際に例えば道路とか、道路に限ったことで言うと、例えば道路が陥没してとか、路面表示の損傷等、道路に異常があるからちょっと見てもらいたいとなると、職員が実際に見に行って、現場の状況を確認して、ああ、これを直すんだと、これとあれが必要だといってまた職場に戻って、必要な道具や材料をそろえてまた行くみたいなそういったことがあるので、そういった業務の負担を軽減、時間も節約できますし、そこがやっぱりDX、デジタル化、ICT化の強みだと思いますので、LINEは総合政策課が管轄するものなのかもしれないんですけども、横断的に、ぜひとも各課連携して検討を進めていっていただければと思います。

それで例えば、これはLINEに限ったことではないんですが、先日、市内の若い方で自治会の役をやられている方に、御相談を受けたんですけども、自治会の回覧板等の情報、そういったものをデジタル配布することは可能でしょうか。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 一度、検討させていただきたいと思います。

○議長（渋井由放） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 急に御質問して大変申し訳なかったんですけども、と申しますのも、その方は会社を経営されていてぱりぱりのビジネスマンで、ただ自治会で班長とかいろいろやっていると、自治会文書配付の日に仕事から帰ってきて、自宅に届いている自治会文書を班ごとにより分けて、それをまとめて、各班長に持っていったりするんです。それが大変な重労働だということで、こういった非効率なことはできるだけ減らしていきたい、そういったことがなくなれば、もっと自治会に参加する若い方も増えたりするのかなというのがその方の御意見だったんですが、いかがでしょうか。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） そういう御意見をいただいているのもあります。ただ、そうやって回覧板を回したり、班長さんが回ってくれることで、そのおうちの状況も分かるメリットというのもあります。一概に伝達だけで済むのかという問題や、地域の高齢化の問題もありますので、それを導入できるかというのも含めて検討させていただきたいと思います。

私が議員のときの話ですが、村全体でデジタル化を進めた事例も聞いています。そういうのができるほどの戸数ではなくて、その配布が上手にできるか、伝達手段が一元化できればちょ

っと違うと思いますが、まだ全戸ができる状況ではないので、その辺を図っていきたいなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（渋井由放） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 隣近所の情報を実際に見て確認するといろいろ分かることがあるので、確かに一概には言えないことかなと思います。ただ、その方が面白いことをおっしゃっていて、本市の人口はどんどん減ってきていて、世帯数も1万ちょっとくらいなんで、もう全世帯にタブレットを配布してそれで行政文書を配布したらいいんじゃないのかと。それに関しては、もしかしたら防災情報も絡むので緊急防災・減災事業債が使えたりするのかなと考えたりするんですが、そこら辺の検討は執行部の方にお任せするとしまして、次の質問に移らせていただきます。

それで2番の公共施設の広域的相互利用についてお伺いいたします。本市では、現在、公共施設等の統廃合や廃止の検討を進めております。財政状況を鑑みましても、市民からの多様な要望に早急に応えることは難しいです。そこで、他市町と連携した公共施設等の相互利用についてお伺いいたします。

まず、他市町からの公共施設の利用状況について教えてください。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 他市町からの公共施設の利用状況についてお答えします。

本市の公民館やスポーツ施設につきましては、市内・市外を問わず利用することが可能であります。

今年1月末時点における施設の利用者は、公民館全体では約5万4,000人となっております。そのうち約800人が市外の方の利用で、鳥山公民館が最も多く利用されている状況であります。

また、スポーツ施設全体では、約10万人の利用があり、そのうち約8,000人が市外の方の利用となっております。これは夏休みにおける合宿等での利用に起因するものと考えております。大桶運動公園、市武道館、緑地運動公園の順で利用が多い状況となっております。御理解のほどお願いいたします。

○議長（渋井由放） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 本市に関して言えば市内外からの利用が可能で、案外スポーツ施設なんかは市外の方も多く利用されているということなんですかけども、そちらに関して市内外の方、市民の方と市外の方に対して、利用料の負担に関して違いは、市民と市民外でございますか。

○議長（渋井由放） 黒尾生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒尾明美） ただいまの市外の人、市内の人の料金の違いについてお答えします。

料金のほうは、市内の方と市外の方とは違っております。本市においては、スポーツ施設・公民館等とともに倍の値段とかそのほかの値段も設定しておりますので、施設によって違ってきますが利用料金は異なります。

以上です。

○議長（渋井由放） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 今回この質問をさせていただいたのは、昨年、私が所属している経済建設常任委員会のほうで、熱海市に行政視察に行かせていただきました。そちらで、いろんな熱海市の状況のお話を聞かせていただくと、どうやら熱海市は隣接する湯河原町の体育館も使えるということで、公共施設を湯河原町だけに限らず、周辺の市町で公共施設を相互的に活用しているということなんです。

それで、次の質問に移らせていただきます。他市町と提携した広域的な公共施設の相互利用について、お伺いいたします。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 広域的な公共施設の相互利用についてお答えいたします。

以前より多くの市民から生涯学習施設の整備を要望する声が寄せられております。こうした声を踏まえ、令和6年度には生涯学習施設整備計画の策定に着手することとしており、その検討過程において、今後の施設の在り方について整理していく上で、優先順位の高い施設から整備検討を進めてまいりたいと考えております。

しかしながら、本市の財政事情等を鑑みますと、全ての要望に対して早急に対応することは難しい状況であります。荒井議員から広域的な公共施設の相互利用についての提案がございましたが、芳賀郡の各市町及び真岡市におきましては、公共施設の広域的な相互利用を図るため、利用料金を統一するといった調整が行われています。

本市におきましても、近隣市町との相互利用に関する具体的な調整はできておりませんが、相互利用は市民の要望に対応可能な代替策の1つになる可能性があると思料しております。

しかしながら、広域的な公共施設の相互利用は、施設使用料の平準化や、保有する施設が同程度であるといった公平感の担保など調整すべき様々な課題があると考えております。

まずは本市における広域的な相互利用の詳細な現状把握に努め、その結果を踏まえながら、調査研究を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（渋井由放） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 今、市長から答弁をいただきました。他市町の状況について教えてい

ただきました。

こういった質問、私が考えるようなことは大体そうなのかもしれないんですが、中山議員も以前こういったことを質問されたということで、その際は那珂川町にあるあじさいホールとか、あじさいホールは那珂川町の観光協会が所管しているものなんですけれども、その利用が少ないということで、他市町から利用を募ってぜひ使えないか、うちではホールがないものですから、そういったことで使えないかというようなことで質問されたということをお伺いしました。

それで私もこの質問をさせていただくに当たっていろいろ調べさせていただいて、先ほど市長から芳賀郡の各市町及び真岡市のほうでは公共施設の利用料金の統一がなされていると。その前に答弁をいただいた、生涯学習課長がおっしゃるには、本市の場合では市内の住民の方と、市外の方では利用料金に差がある部分があるということで、そういったところをいかに見ていくかということにはなると思うんですけども、それで調べさせていただくと、昔はよく、市民料金とか町民料金みたいなものは結構あったんですが、多分今、市長がおっしゃるような料金の統一化ということで、そういう市内外の方に差をつけて料金をつけるということは結構減ってきているのかなと感じました。

それで、公共施設をお互いに乗り入れるに当たって、どういうふうにお互い、例えばうちはないものを貸していただくというか、そこに乗り入れるわけですから、相手に対して何か得があるのかなと考えると、例えば公共施設は料金が結構安くて、料金は安いんですけども、実際にそこの経営というか運営に関して何を利用の指標とするかというと、利用者数が多いとかそういったところになってくると思うんです。各公共施設で大きな箱物を造っても、実際は赤字だ、利用が少ないというようなところが結構あったりするので、お互いにとて利用者数が増えるということは悪くないことなのかなと感じています。

それで、本市のホームページに、本市のスポーツ施設とか公民館等、利用可能な施設の一覧が掲載されているんですけども、そこに対して各市町で提携することによって、ほかの市町の施設、そういった施設の情報も相互に掲載することは可能でしょうか。

○議長（渋井由放） 黒尾生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒尾明美） ほかの市町の施設の情報掲載というところについてお答えします。

事前に先方との調整は必要になるかと思いますので、そちらは必要ですが、掲載することは可能だと思います。議員がおっしゃるとおり、うちの市についても利用率の向上というところは課題ですし、目標もありますので、お互いにその辺をメリットとして調整させていただく、相談をすることは可能かと思います。

以上です。

○議長（渋井由放） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） それで、公民館の利用に当たって、本市も他市町に対して、他市町の情報を載せていただくということであれば、いろんな方が利用されるということも想定されます。現在、うちの公共施設・スポーツ施設・公民館、それを利用するに当たっては、今、最初の利用登録を窓口に伺って紙ベースで利用登録を申請しなければならないんですが、こちらを例えれば簡単にやるのであればオンラインのメールで事前登録できるようになりますか。

○議長（渋井由放） 黒尾生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒尾明美） ただいまの利用登録の際の手続なんですけれども、現在もオンラインといつてもメールと、あとファクスのほうでも申込みを受け付けておりまして、直接窓口のほうにいらっしゃらなくても対応することは可能になっております。

以上です。

○議長（渋井由放） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） それは一番最初の団体登録の時点から全部オンラインで対応が今できているということでおよろしいですか。

○議長（渋井由放） 黒尾生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒尾明美） はい。一番最初の利用者登録のところでも、メール・ファクスでの登録が対応可能になっております。

○議長（渋井由放） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） それは知らなかつたので、ぜひとも、それも新たに利用される方に対して周知していっていただければと思います。

時間がなくなってきたんでいるんであれなんですが、今、公共施設の利用料金の支払いは請求書を送ってやっているということなんですけれども、お互い、それをもらってコンビニ払いに行ったりとか、そういうことがあったりとか郵送料金とかもかかるようなことなのかなと思うんですが、オンラインやコード決済による代理収納はできませんか。

○議長（渋井由放） 黒尾生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒尾明美） 利用料金のオンライン代理収納等についてお答えしたいと思います。こちらにつきましては、体育施設等だけではなく、全庁的にDX関係も含めまして公共料金の収納の対応について検討を進めておりますので、その中に含めて検討していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（渋井由放） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 前向きな答弁をいただきました。やはり、いろんな方が使うのであれ

ば、環境も整えて皆さんに気持ちよく使っていただくことが大事だと思うんですが、それで公共施設に限らず、私は那珂川町の議員から資料をいただきまして、今こういう八溝山周辺地域定住自立圏共生ビジョンというものがあるんです。2015年に大田原市が中心となって宣言したもので、これは平成31年度版に作成されたやみぞハッピープロジェクトというものなんですが、こちら、副市長に教えていただいたんですけども、コロナ前にこういったことがあって、こういうふうに地域で集まってやると国から何か有利な交付金の措置が得られるかもしれないということで、そういったことを当てにした取組というか、そういったものの一環なんだとは思うんですが、こちら八溝そばがあって旧那須郡である我が那須烏山市がこちらに参加していないのはなぜなんでしょうか。

○議長（渋井由放） 小原沢まちづくり課長。

○まちづくり課長（小原沢一幸） 定住自立圏構想は、総務省において中心地と近隣市町村が相互に役割を分担しまして連携強化することによりまして、圏域全体としての必要な生活機能を確保して、地方圏における定住の受皿を形成するというものになります。

八溝定住自立圏の加盟については、平成28年の3月定例会において市長が答弁した経緯がございまして、そのときは本市が新たに加盟する場合には、2市6町の間で締結しました協定を新たに締結しなければならないと、八溝山地周辺の定住自立圏の共生ビジョン、そちらの計画、その計画についても新たに見直しを図らなければならないということから、そういった経緯を踏まえて断念したという経緯がございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 以前検討はしたということで、ただ事務的ないろんなハードルがあつて断念されたということなんですが、ただこれに入っていると、今後、国のほうで方針が変わってまた何か有利な事業を行う際に国からお金がもらえるよというようになった際に、例えば那須烏山市はこの場に入っていないと交渉のテーブルにもつけない。仲間外れということになると思うんですが、そのハードルをクリアしてでもこちらに参加するような検討というのは、いかがでしょうか。

○議長（渋井由放） 小原沢まちづくり課長。

○まちづくり課長（小原沢一幸） 新たにそちらに加わるというよりは、現在本市では、福島県・茨城県・栃木県の36自治体とF I T構想推進協議会に加入しております。そちらの推進期間というのが令和7年度まで現在延長されているところなので、そちらの動向も踏まえながら、今後、比較検討して対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（渋井由放） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） こちらはそういうお金的なこと以外にも、いろんなハード面・ソフト面での地域的な協力をすることによる取組が行われるということなんで、ぜひとも、こういったものに参加していただいて、本市が仲間外れにならないようにしていただきたいと思うんですが、市長、何か御意見ございますか。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 仲間外れというより、それより大きな組織に今入っているんです。きっとそれで、その当時、市長が入らなかつたんだと思うんです。しかしF I T構想という、それより3倍ぐらい大きい協議会には入っています。コロナ禍の関係で今のところ何も動いていないので、今後それがどうなるか動向を見させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（渋井由放） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） マクロな大きな団体に入っているというんですけれども、やっぱり隣近所をもっと大事にしたほうがいいなと私は感じるんです。なので、ぜひともこれ前向きに検討していっていただきたいと思います。

こういったものが関係あるかどうか分からんんですけども、今、八溝縦貫道とか、そういう話が検討されていまして、ほかで道路計画が決まってしまったかもしれないんですが、横断計画に関しても、そういうところで工事を引っ張ってこれるか、引っ張ってこれないか、また、いろんな団体といろんな関係各所の動きがあるとは思うんですけども、ぜひとも、前例踏襲と縦割り行政の先入観を払拭して、横断的にぜひとも、議員もそうですし、職員と一緒に勉強しながら頑張っていきたいと思いますし、お願い申し上げまして、私の一般質問をこれで終わりにいたします。

○議長（渋井由放） 以上で、3番荒井浩二議員の一般質問は終了いたしました。

---

○議長（渋井由放） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は明日3月5日火曜日、午前10時に開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

[午後 0時11分散会]